

契約に伴うトラブルや多重債務でお悩みの方 消費生活無料法律相談を行っています。

県中地方振興局では福島県消費生活センターと連携し、契約に伴うトラブル、多重債務問題等の消費生活問題について、弁護士による法律相談を実施しています。

ご相談いただいた内容等の秘密は厳守いたします。

相談を希望される方は、「相談日」の1週間前までに、福島県県中地方振興局 県民生活課までご連絡ください。

- 相談日：原則、奇数月の第2火曜日
5月9日（火）、7月11日（火）、9月12日（火）、
11月14日（火）、
平成30年1月9日（火）、3月13日（火）
- 相談時間：午後1時～午後5時
- 相談方法：来所相談（事前の予約が必要）及び電話相談。

※弁護士のほか、県の消費生活相談員も同席します。

○ 会場：

郡山合同庁舎南分庁舎2階
第4会議室
郡山市麓山1-1-1
電話：024-935-1295

《アクセス》

郡山駅から徒歩30分
郡山駅から市役所方面行きのバスで
「虎丸停留所」下車。徒歩5分



☐ 来所相談の予約 / 電話の相談先 ☐

福島県県中地方振興局 県民環境部 県民生活課

電話：024-935-1295